

教育民生常任委員会

(平成25年4月19日)

樋口博己委員長

こんにちは。

お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから、教育民生常任委員会を開催させていただきたいと思います。

本日、お手元の事項書のとおり、まずは学校規模適正化計画について。その後、不登校の状況分析と対応について、全国学力・学習状況調査の分析と対応について、この2項目は先般の秘密会で議論をさせていただきましたので、そのままにしておく後ほど報告書が作成できませんので、この2項目について、少し、ここでご議論いただいて、その部分を報告書にまとめたいということで、報告書案をまずはご用意させていただいていますので、それをもとにご議論させていただきたいと思っています。

その後、追加資料がありました教員の加配状況、また、不登校の件、そして、学校規模と学力の相関関係と、こういった資料請求がございましたので、その点については配付をさせていただいております。

また、その他の事項で、議会報告会、シティ・ミーティング等の確認をさせていただきたいと思います。

そして、最後に、お手元に配付をさせていただいておりますが、平成24年度の行政視察の報告書がございますので、この辺の確認をさせていただきたい、こういうような流れでさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

土井数馬委員

結構なんですけれども、学校規模適正化計画については、これ、全体会で扱っていくということじゃなかったんですか。これはあえて全体会でやろうじゃないかというような気がしているんですけど、違いましたでしょうか。

樋口博己委員長

皆様のご意向で、それは決定事項ではないと思いますが。常任委員会でもご意見を少しいただけたらなという思いでとらせていただきましたが、どうさせていただきますよう。

(「やめ」と呼ぶ者あり)

樋口博己委員長

じゃ、全体会でということで、当委員会では扱わないということとさせていただきます。じゃ、そういうことで確認をさせていただきました。これは割愛をさせていただきたいと思います。資料はまた全体会で使うことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、教育委員会の皆様、学校規模適正化計画はございませんので、退室いただく方はこれでということになりますので。

葛西教育監

教育監の葛西でございます。

体罰について、第2回目の報告を三重県教育委員会にしました。それに伴いまして、市教育委員会で報告をしました。そのときにマスコミ関係の方がみえまして、議員の皆様にはお送りさせていただいたわけですけれども、そのことについてご報告のほうをと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

樋口博己委員長

それでは、体罰についての報告を求めたいと思います。

石黒学校教育課長

済みません。失礼します。

体罰に関する調査結果の概要についてということで、左とじの資料があるかと思ひますので、それをごらんください。

内容的には、さきの3月末にご報告させていただいた内容とほとんど変わりませんが、前回の教育懇談会で行った報告の概要を改めて報告させていただきます。

今回、まず行った調査につきまして、これは平成25年1月末に行ったわけですが、そのときに既に教育委員会に学校から報告をされていたものということで、小学校3件、中学校4件、合計7件という報告をさせていただきました。

今回は、そのときにもう既にそういう動きがあったんですが、文部科学省及び三重県教育委員会から依頼がありまして、平成24年度中の体罰の実態について調査を行ったということでございます。言うならば、追加調査をしたということですので。期間としましては、平成24年4月1日から平成25年3月8日、これは提出期限日でございます。調査に当たりましては、ささいなものでもしっかりと上げるようにということを示唆させていただきました。件数なんですが、下にあります調査結果の概要のように、小学校では発生件数が12校、15件、13人の教員、中学校では、16校、36件、28人の教員ということで、三重県教育委員会への報告につきましては、教員の人数をもって件数として報告するということを示唆されておりましたので、13件と28件ということで報告をさせていただいております。

これ以後ですが、既にもう三重県教育委員会には報告をしてあるんですが、4月30日に県から文部科学省への報告が予定されております。それに向けて、今、三重県教育委員会と内容については調整をしておりますので、件数等、変動する可能性はあります。

調査結果の概要、これはもう既に配らせていただいた資料のとおりです。体罰を受けた児童生徒の人数、それから、主な概要につきましては、そこに記載してあるとおりでございます。

1枚めくっていただきますと、2ページのほうには体罰に関する今後の対応についてまとめさせていただきました。まず、本人への指導ということなんですが、それぞれの事案について、今、改めて学校に報告を求めております。そして、内容を精査している途中です。内容によっては、三重県教育委員会と協議をして処分を検討したいというふうに考えています。また、これ、既に校長会で指導させていただきましたが、4月5日に行った生徒指導担当者研修会で資料を配りました。改めて体罰の禁止について、それを使って徹底するというのが一つ。それから、教員から学校長、学校長から教育委員会への報告を徹底する。そして、部活動指導中の体罰について特に注意を促す。児童生徒が指導に従わない場合の指導のあり方、ここに体罰が入り込む余地がありますので、具体的な事例を挙げて指導する、場合によっては、体罰に関する研修会を行う。そして、体罰に対応する校内体制を整備することということで、校内相談窓口、チェック機関を設置すると、そして、報告経路の確立の徹底を行うということで指示をさせていただきました。

市教育委員会の対応としましては、さきも申し上げたように、4月5日に生徒指導担当者研修会で担当者に改めて体罰の禁止について指導をさせていただきました。これを受けて、各校では校内研修を実施して、その内容を伝達するというようになっております。以

後、運動活動指導者研修会を実施する予定であります。また、体罰根絶のための研修会、これも計画をしていきたいと考えております。また、体罰に関する電話相談窓口については設置をさせていただいたということでございます。

以降、3ページから7ページまでにつきましては資料として添付をさせていただきました。

以上でございます。

樋口博己委員長

説明は以上でございますが、この件に関しましてご質疑ございましたら、挙手にて発言を。

石川勝彦委員

ただいま報告ありましたが、三重県教育委員会のほうに13件あるいは28件というような人数の報告ということをされたと思いますが、どのような報告がされたのか。人数だけ報告して、あとはどうなのか。そして、あとはどうなのかという部分、三重県教育委員会はそれに対してどう対応したのか、その辺のところをフィードバックされているはずだと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、もう一点、2ページの4月5日に市教育委員会としての対応というのですが、体罰の禁止について指導したと。どういう指導を具体的になさったのでしょうか。その点、2点、お尋ねいたします。

樋口博己委員長

傍聴の方、お二人おみえになります。

石黒学校教育課長

三重県教育委員会の報告につきましては、例えば男性か女性かとか、こういった場面で、こういったところでとか、それから、どんなような体罰であったのかというような内容を報告させていただいております。また、その内容がどういう経路で報告されたのかということも報告をしております。三重県教育委員会はそれを集計しまして、先ほど申し上げたように、4月30日に文部科学省に報告すると、そういう手順になっております。ただ、そ

の内容につきまして、詳細、これはもう少し詳しい報告が欲しいとか、そういった内容が三重県教育委員会からは話として参っております。

それから、指導の内容なんですが、3月13日に文部科学省から体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底についてという通知が出ております。そこには体罰の禁止、懲戒についてという内容であるとか、懲戒と体罰の区別について、またはそこにおける正当防衛及び正当行為であるとか、体罰の防止のための組織的な指導体制といった、そういった内容の通知が出ておりますので、それに基づいて具体的な指導を行ったというのが当日の指導内容でございます。

石川勝彦委員

4月30日に文部科学省に報告するということですが、既にこれはそれぞれこの中にありますが、過去のことですよね。文部科学省が4月12日云々ということですが、ということが文部科学省に報告したことによって期待できるのかということですね。徐々に文部科学省からまた三重県教育委員会へ戻って、三重県教育委員会から市教育委員会のほうに戻ってくるという。そして、それからどうこうするという、先ほどのいわゆるその対応の仕方というのはいろいろあると思いますが、軽い重いがあろうと思いますが、そんな状態でそのままずっとほったらかしで、ずっときておるわけですよ。そして既に過去、さらにその過去がもう一つ古い過去になりつつあるわけですね。そんな状態を今後は断ち切れると思うんですが、今回の場合はどうされようとしているのかなと思うんですよ。その点、聞かせてください。

石黒学校教育課長

三重県教育委員会との話し合いも当然含めてなんですが、現在、学校からもう少し詳しい報告を求めています。その内容につきまして、現在、精査をしております、その内容によっては処分を検討していきたいというふうに考えています。これは文部科学省とか三重県教育委員会の判断を待つまでもなく、できるだけ早く対応したいというふうに考えております。

石川勝彦委員

これは今の話とちょっと違うんですけども、逆のところから言うんですが、このもろ

もろの多くの体罰というか、いろいろ見てみますと、決して先生のほうに悪いというのがあるわけではなくて、生徒のほうに問題があるからそうせざるを得なかったという部分もあると思うんですね。だから、その辺のところを詳しく説明してあげないと、幾ら正義感を持ってやっておるにもかかわらず、それが悪として、結果としてつながっていくようなことがあるということは決して先生方にとって好ましいことじゃないと思うんですね。だから、その辺のところをしっかりと、報告の仕方について、公正に報告をしていただかないと、その先生に傷がつきます。その点、十分配慮をしていただくということが大事かと思えます。

身近なところでそういうやりとりをするならいいんですが、文部科学省のほうにいくうちにねじ曲げて、結果が、白が黒になったり、黒が白になったりする、そういうことがあっては許されることではないんですよ。それだったら本当のいじめとか本当の体罰とかというものは断ち切れることはできないと思う。そういうことを一つくれぐれも十分ご配慮いただいて報告、あるいは求められているものがあるならば、さらに詳しい報告をしていただくようお願いしておきたいと思えます。

以上です。

豊田政典委員

今、少し答弁あったと思うんですけど、文部科学省の通知というのは3月1日に来た。1日でしたっけ。

(「13」と呼ぶ者あり)

豊田政典委員

13日、ごめんなさい。

体罰の定義というのを、今、少し答弁あったような気がするんですけど、これが体罰だよという文部科学省の定義があって調査されたと思うんですけども。それは読み上げてもらうと長いですか。長ければペーパーで欲しいんですけど。

石黒学校教育課長

そんなに長くありませんので読ませていただきます。

教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為、ちょっと省略しますが、懲戒行為、その内容が身体的性質のもの、すなわち身体に対する侵害を内容とするもの、殴る、蹴る等、それから児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの、正座、直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等に当たると判断された場合は体罰に該当するというふうに書いてあります。

豊田政典委員

記憶では、3月ぐらいにいろんなテレビなんかを見ていても、いろんな方がいろんなことを言っていた。体罰の定義について、どこまで許せるんだみたいな。曖昧で申しわけない、どこかの時点で、文部科学省が、これが体罰の定義だよというふうに定めたと思うんですよ。それが3月13日の時点で定まったものなのか、それ以降何か変わって改めて定まったのか、ちょっとその事実関係を教えてほしいんですけど。現時点で定まっているものが、今読み上げてもらったものでしたっけ。

石黒学校教育課長

これが一番最近の通知と考えておりますので、一番定まったものと考えています。それ以前にも、同様のよく似た内容の通知は出ております。それは平成19年度に出ています。

豊田政典委員

そうしたら、その定義をまた後で配って下さい。

それと、もう一個は、1ページの一番上のところの調査についてなんですけれども、1月末では7件だったのが、改めて調べたら41件だったと。大きく差があるんですけれども、これはなぜなんですか。

石黒学校教育課長

その時点で各学校から、言葉はちょっとどういうふうに言ったらいいかわかりませんが、自主的に学校長から報告のあったものがその時点では7件であったということです。そして、2月に入ってから文部科学省及び三重県教育委員会からの依頼で全員に調査をかけた、児童生徒及び教職員に調査をかけたところ、こういった件数になったということでございます。

豊田政典委員

そうすると、期間も違うのかもわからないし、その時点でというのはよくわかりませんが、その時点で発生している、解決、終わっていないという意味なのか、そういった違いはあるんでしょうけれども、いずれにしろ、従前の、今までの把握の仕方では把握できなかったものが今回改めてわかってきたと、そんな認識でいいんですか。

石黒学校教育課長

その時点、1月末の時点ではいわゆる大きなものだけ報告すると、または学校長が耳にして、これは教育委員会に報告すべきだというふうに考えたものの報告があったと。今回は、先ほど申し上げたように、ささいなものでもとにかく上げなさいということで指示をさせていただきました。児童生徒が申告してきたものもありました。教員が改めてそれまで言っていなかったのを申告してきたものもありました。その結果、そのような件数になってしまったということでございます。

豊田政典委員

今の答弁を聞くと、今までは教員の学校への報告しかルートがなかったのが、児童生徒というルートをつくったら出てきたやつもあるし、教員が改めてというところもある。軽微なものも含めてということでしょうけど、いずれにしろ、今までの報告、それから、教育委員会の把握の仕方ですくい取れなかったものが今回は入っているんだけど、そういった経路をこれからは改めていくんだと、大まかにそう理解していいですか。

石黒学校教育課長

はい。そういうことでございます。

豊田政典委員

最後に、石川委員の答弁のところで少し耳に残ったので。より詳しい報告を学校に求めていく中で、ケースによっては処罰を考えているという言葉がありましたよね。その可能性のある事案というのはこの中にあるんですか。あれば何番か教えてください。

石黒学校教育課長

今のところ、そこまでしっかりと精査をしておりませんので、どの番号が可能性があるということについては、ちょっと今のところ申し上げられません。

豊田政典委員

それはいいとしても、そんなことを言うなら、今までのやり方で言えば、重要だとされていたやつを学校が上げてこなけりゃいけなかったんですよ。今回、今から聞いてみないとわからないと言い出したら、今まで何だったんだということになりますよ。もしあればね。という感想です。

以上。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

山口智也委員

2ページの体罰に関する今後の対応について、さまざま書かれておるんですけども、ちょっと抜けておるなと感じたのが1点ありまして、今回、割と詳しい調査を行ったんですが、今後も同じような調査を継続して実施していくのかどうなのかなというのが疑問であったんですが、その辺のお考えはどうでしょう。

石黒学校教育課長

頻度とかにつきましてはまだ検討しておりませんが、定期的な調査ということが必要ではないかというふうに考えております。今年度中には、近いうちにできるだけ早く調査の方針を決めてしっかりとした実態把握をしていきたいというふうに考えております。

山口智也委員

ぜひともこれは継続してやっていくべきで、1年後、2年後、3年後、この数がどういうふうに変化していくのかとか、研修などを行った結果、効果が出ているのかというのもしっかり見きわめていかないといけないなと感じますので、意見としてよろしく願いたします。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

中森愼二委員

今までの質問とも関連があるんですが、改めて豊田委員もおっしゃった、前回1月末での報告をいただいたのが、学校現場から自主的に報告されたものの件数だと、捉え方を答弁されていたんですが、従前の学校現場に対して、教育委員会として報告をなささいという文書というものが存在していたと思うんですが、それをちょっとぜひ資料としていただきたいなと思うのと、今回、文部科学省への報告に当たっての平成24年4月1日から25年3月8日までの調査期間に対する学校現場への依頼文書というのもいただけませんか。口頭で言っているわけじゃないんでしょう。文書でこういうことのこういう考え方でこういう視点で報告をなささいというのを指示していると思うんですけど。

石黒学校教育課長

今回の報告の通知といたしますか、依頼につきましては、これは当然用意はできるんですけども、以前のものにつきましては、体罰に特定して報告を求めているというものはございませんので、各学校で一般的な事故報告といたしますか、状況の報告を学校からする場合に体罰の内容も含まれていたと、そういうことになっています。

中森愼二委員

そうすると、従来は報告義務もなかったということですか。ちょっとごめんなさい、その違いがよくわからないんですけど。前回の答弁でいくと、今後はこれ文部科学省の報告に基づくようなものでやっていくんだというようなお話があったと思うんだけど、そのちょっと整理がもう一つわからないんですが。

石黒学校教育課長

以前につきましては、体罰のこういった内容の体罰については報告するということはありませんでした。今回、初めて調査を行って、その内容について報告を求めたということで、以前はなかったんですが、今回初めて体罰について調査をさせていただいて報告を求

めたということになります。

中森慎二委員

くどいようですが、そうすると、平成25年1月における教育懇談会で報告をされた体罰、小学校3件、中学校4件、計7件というのは、報告義務のないものだったけれども言われた、自主的に報告されたというのは、何の報告義務もないけれども、たまたま出てきたんだと、そういう理解なんですか。報告しておかないとまずいということになったことなのか、そこら辺もちょっとよくわからないんですけども。

石黒学校教育課長

学校長が教育委員会に報告をしておくべきものであると考えたものの報告があったということですね。

中森慎二委員

そうすると、学校長が教育委員会に報告すべきものという概念の定まったものはなかったけれども、学校長の判断で出てきたと、そういうことですね。

石黒学校教育課長

そういうことですね。

中森慎二委員

でも、それには問題なかったんですか。たまたま国の調査で今回こういう話になったけれど、報告義務もない、学校長判断任せにしてあったということについては問題はなかったんですかね。

石黒学校教育課長

今回、たくさん数が出てきたということをお考えすると、教育委員会としては以前にしっかりと報告がなされるように指示をしておくべきであったというふうに反省すべきだと考えております。

小川政人委員

この概要なんですけど、これは教師に聞いただけ、学校側に聞いただけ、子供にも聞いたのか、その辺がわからん。

石黒学校教育課長

教師だけではなくて子供に聞いております。そして、子供がアンケートに答える際に、家へ持って帰って保護者の人と相談をして書いても構わないという指示を出して提出しております。

小川政人委員

ようわからん。子供に誰が聞いたのか。アンケートで答えるようにしたのか。

石黒学校教育課長

アンケートです。

小川政人委員

アンケートということは、子供にここ1年間で体罰を受けたことがある人というアンケートを出す。どういうアンケートかな、資料が欲しい。

石黒学校教育課長

中森委員に言われたように、体罰のアンケートのいわゆる通知文を用意させていただきますので、それでよろしいでしょうか。

樋口博己委員長

手元にございますか。コピーの準備が必要ですよね。

石黒学校教育課長

ちょっと枚数もありますので。

樋口博己委員長

枚数あります。

小川政人委員

とりあえず、まあいいけど、この件数って多いと思っておるんか、少ないと思っておるんか、教育委員会、どう思っておるんかな。

石黒学校教育課長

この件数は多いというふうに考えています。

小川政人委員

信じられやんけど。こんなの1校だけでもあるかなと思っておるぐらいの件数かなと思っておるんやけど、本当にそう思っておるんか。

樋口博己委員長

小川委員、少しよろしいですか。

先ほどのアンケート、枚数はどれくらいあるんですか。この質疑をしている間に準備できる範囲ですか。

豊田政典委員

そんなの、最初から用意しておかなあかんわ。

土井数馬委員

項目にないんやもん、きょうの。

樋口博己委員長

じゃ、ちょっと今から準備いただけますか。小川委員の質疑は、今、中断していますので、準備だけしていただいて。

済みません、小川委員、とめまして。

小川政人委員

思っておるかと聞いただけやで、答えてくれたら。

石黒学校教育課長

多いと思っておるのか、本当にという、そういう質問ですよ。

前にこの場でお話をさせていただいたどうかは定かではありませんが、以前の体罰に関する認識と現在の認識とはやっぱり随分違います。以前ですと、軽い気持ちで手を出していたところがやっぱりあったんじゃないかなというふうに考えています。ところが、実際、子供との関係は以前よりもやっぱり随分難しくなっていて、やはり手を出すということ自体が子供との信頼を損ねる。そして、そのこと自体が以前に比べると随分大きな問題として取り上げられるということで、保護者の関心も高いということが言えるかと思いません。

そうした中で、それにもかかわらず、かつてのような指導も行うということは、やはり教員としては現状の認識が足りないということで、そういった観点からすると、やっぱり多いんじゃないかというふうに思っています。

樋口博己委員長

他にご質疑はよろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

そうしましたら、今、アンケートの用紙を用意いただいておりますが、その資料をいただいた上でご質疑を考えてみえる方はおみえになりますか。よろしいですか。

(「難しい」と呼ぶ者あり)

樋口博己委員長

見てないからわからないということですね。

じゃ、済みません、10分休憩いただいて、その間に用意をさせていただいて、資料を皆さんにご提示させていただきますので、済みません、10分休憩を。

(「進めたらどうですか」と呼ぶ者あり)

樋口博己委員長

進めてもよろしいですか。

(異議なし)

樋口博己委員長

そうしましたら、せっかくですので、追加資料がございますので、ご確認いただいて、もし疑問点がございましたら。豊田委員からは教員の加配の資料の請求がございました。中森委員からは過去3年間の不登校の人数とその後の進路状況等がわかる資料というのが1枚両面でございます。そして、村山副委員長からは学校規模と全国学力・学習調査の相関関係を示した資料について資料請求がございましたので、この3種類でございますので、少し目を通していただければと思います。

じゃ、学校の教員の加配について、石黒課長、ちょっと簡単に説明いただけますでしょうか。

石黒学校教育課長

それでは、横長で少し字が小さいので大変見にくいかと思いますが、加配状況一覧表について説明をさせていただきます。

まず、小学校も中学校もそれぞれ標準ベースというのがございます。ちょうど中ほど、児童数、学級数、その右に定数とありますが、その定数の中の一番左、標準定数と書いてございます。これは、各学校の学級数をもとにして学校の標準定数が決まっています。これが、例えば中部西小学校ですと19というのがその数字でございます。そして、その標準定数、いわゆる教員の数にさらに上乘せをする形で加配がされるというのがこの一覧表でございます。

内容としましては、みえ少人数加配、これは小学校1年生、2年生の30人学級を実現するための加配、それからその右の少人数加配、これは、いわゆる少人数授業を行うための加配、そして、その右の児童生徒支援加配といいますのは、児童生徒の学力補充であると

か問題行動、または生活状況の困難など、そういった支援が必要な学校に対する加配、そして、そのほか生徒指導であるとか、外国人児童生徒対応であるとかについて加配が行われているというのが真ん中の定数というところでございます。

定数と言いますのは、そこに上乘せをするんですけども、正規の教員が入ることのできるように数がふえたもの、そして、右側の、その右に常勤講師というのがあります。これは、いわゆる臨時的任用講師と申しまして、講師の枠としてふやすものというふうに考えていただけたらいいかと思います。そして、その一番右、非常勤講師というのは、そこにあるようにさまざまな理由がありますが、非常勤講師がそれぞれ入っているというのがその加配状況一覧表でございます。

今、小学校について説明をさせていただきましたが、中学校でもよく似た内容になっております。若干、加配の理由が違うのもございますが、おおむね今のような内容です。

そして、3ページには加配の名称と主な目的について説明をさせていただいておりますのでごらんください。

以上です。

樋口博己委員長

不登校について説明を。

葛西教育監

じゃ、私のほうから不登校の説明をさせていただきます。

これは、過去3年間の中学3年生の不登校の人数を示したものでございます。中学校で1番から22番まで番号をつけてあります。例えば、5番の学校を見ていただきますと、平成21年度は3年生に不登校の人数が22人と、そのうち3分の1未満の欠席が10人、それから3分の1以上が8人、そして180日以上が3人で、全欠、これは年度によって違いますけれども、出席しなければならぬ日数は全て199日です。それが1人というふうなことになっております。

それから、もう一つ右の欄に、この中でふれあい教室等に行きまして出席扱いしている子供の人数ということで、この欄をつけさせていただきました。これが平成21年度、22年度、23年度と、このように3年間を整理させてもらったものでございます。

それから、裏をごらんになってください。

裏面は、3年生の全欠席生徒の進路状況及び卒業認定理由というふうなことで、平成21年度は6人、平成22年度は2人、平成23年度は3人です。その中で、中学3年間全て欠席というふうな子供につきましては、平成21年度の3番のお子さん、それから、平成21年度の6番のお子さん、それから、平成22年度は2番のお子さんと、この3年間でこの3人の子が中学校3年間を欠席されたということで書かせていただきました。

以上でございます。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、学力調査の説明も。

葛西教育監

じゃ、私のほうでこれもさせていただきます。

これは、平成24年度の全国学力・学習状況調査平均正答率で、学級数のほうで整理させていただいたものです。小学校、中学校とも小規模校が11学級以下、それから、中規模校が12から18学級、それから、大規模校が19学級以上というふうなことで、一番右側に本市の平均正答率を書かせていただきました。

小学校では大規模校がこのように数値としては一番高い数値となっております。中学校につきましては、中規模校が高いと、それから、小規模校も数学Bについては高かったということで、このような傾向ということです。これは、平成24年度の傾向ですので、またこれは本年度、4月24日にありますので、またその結果についても分析のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

樋口博己委員長

そうしたら、この三つの資料について説明をいただきましたが、ご確認、ご質疑ございましたら。

豊田政典委員

加配状況について、私が請求したということなので。たしか予算のときに請求したんで

すかね。

樋口博己委員長

そうですね。

豊田政典委員

たしか学力テストの絡みでお聞きしたと思うんですけど、特に注目というか、そのときに請求した部分に関係あるのが児童生徒支援加配というところと学力向上加配だと思うんですけども、要するに、あのときになぜ請求したかという、学力に学校別格差があるんですけども、その対策がされているのが非常勤の加配という形でという意味合いから聞いたと思うんです。

お聞きするとすれば、この児童生徒支援加配と非常勤の学力向上加配、これは国の制度なのか、市の単独の制度なのか。それから、何らかの基準が当然あるんでしょうけれども、それが書いてあるのか。学力に注目して聞いているんですが、学力向上が児童生徒支援加配の一つの理由であると。学力向上というのはその名のとおりなんですけれども、学力向上を特徴的に進める学校というところで、学力向上対策ではなさそうだし、その辺の意味合い、加配の制度の意味合い、それから、実際どういうところを選んで加配しているのか、その辺を少し説明してほしいなと思って。

石黒学校教育課長

先ほど、この学力に関して児童生徒支援加配と学力向上がというふうにおっしゃられたんですけども、実際のところを申し上げますと、少人数授業を行って学力を向上させるという観点もございます。そのように考えると、例えば少人数加配やみえ少人数加配、これも当然学力の向上のためですし、それから、四日市単独のよっかいち常勤につきましても、これは完全30人学級を実現するということですから、これにつきましても学力向上の観点がございます。そして、非常勤講師を見ていただきましても、県の少人数、それから学力向上、国の少人数、それから四日市単独。四日市単独もこれは少人数授業を考えておりますので、そういった点からすると、いろんな観点から加配がなされていて、そのバランスもとりながら加配の内容を決めております。ですので、これがイコールこの基準でなされているというふうに明確にできるものでは今のところございません。

豊田政典委員

まず、黒丸が四日市単独制度と考えていいんですよね。白丸が国の制度であると、そんな理解でいいんですよねという確認。黒丸というのは3ページ。

石黒学校教育課長

黒丸がそうですね。四日市で、それ以外の白丸は国の制度と県の制度がまじっております。

豊田政典委員

そうすると、国、県の制度については一定の基準があるけれども、わかりやすく言えばうまく利用していると、少人数加配等でね。現場は何かとマンパワー、足りないので、本来の趣旨を広義に解釈して、広く解釈して配置しているというふうに私は理解しますが、そんな理解でいいですか。

石黒学校教育課長

そういうふうに理解していただいていいかというふうに思います。

豊田政典委員

そうすると、あのと時の頭に戻るんですけども、特に学力、何をもって学力と捉えるかは問題なんですけど、狙い撃ちしてピンポイントで加配という制度を使って低学力対策をしているということではないと、わかりやすくこう理解したほうがいい。それは単純過ぎますか、理解が。

石黒学校教育課長

そのように考えることは可能だと思うんですが、学校現場においての感覚で言えば、例えば授業を充実させて、充実した授業を受けるということが、当然、心の安定にもつながって、いじめの対策にもなりますし、不登校対策にもなります。

でも、一方で、それは何か学力向上の対策であるということがありますので、総合的に児童生徒の学校生活を向上させるという意味で言えば、ピンポイントのものはないという

ことは言えますし、逆に学力向上につながっていないのかということ、かなり大きな部分でつながっていると、そういう言い方ができるとか思います。

豊田政典委員

終わります。

樋口博己委員長

他の委員の皆様で、ご質疑よろしいでしょうか。

中森慎二委員

加配の資料で。後で不登校の話もあるんですが、不登校加配というのはいわゆるですね。

石黒学校教育課長

今のところ、不登校に特化したものはございません。

中森慎二委員

特化はしないけれども、不登校を加味したような非常勤なり、定数部分でいう加配というのは、近いものとしては何かありますか。

石黒学校教育課長

先ほどから出ております児童生徒支援加配がそれに当たるかというふうに思います。それと生徒指導加配です。

中森慎二委員

そうすると、児童生徒支援加配が積みれているところは不登校が相対的に多いという学校というおおよその考え方ができるということですか。この比率的にはどうなんですか。例えば、ずばり不登校ということではないけれども、加配の1人分というものは、例えば50%ぐらいは不登校対応、あるいは2割ぐらいなのかとかいうあたりというのは、そういうのも余りないわけですか。

石黒学校教育課長

児童生徒支援加配も不登校、または生徒指導加配も同じですが、不登校も一つの要素ではありますけれども、どれぐらいの割合で不登校を加味しているのかということについてははっきりしておりませんので、ちょっと今のことについてはうまく言えないというのが現状でございます。

中森愼二委員

そうすると、四日市市単独の加配の部分の要素は四日市が独自に加配するという部分であれば、ここに今後、そういった不登校により特化した加配を上乗せしていくというふうなこともこの部分では可能なんですか。

石黒学校教育課長

そういうことも可能です。

中森愼二委員

そこらあたりというのは、教育監、具体的に何かお考えなんですか。

葛西教育監

この不登校対策につきましては、この所管事務調査で、あるいはまた、秘密会等でしっかり議論をしていただいていますので、これは1学期の動向を見て、8月ですね。ここでいろいろ分析した結果、補正のほうで必要なものについては私どもとしても出させていただきたいなと思っております。これは、ただ教員もそうですし、それからもう一つ、養護教員、これも大規模校で必要なところについては手当てをして、ここでもやはり初期の対応ということで、そのような考えを私ども持っております。

樋口博己委員長

他の委員の皆様でご質疑、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、先ほどの体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握についてということの資料が整いましたので、ご確認いただきまして、何かご質疑ございましたら発言をお願いしたいと思います。

この間に一つ私のほうでお聞きしたいんですが、体罰について、今回、改めて文部科学省から調査依頼があって、教員のほうからよくよく考えるとあの案件は体罰になるんじゃないかということで体罰として上げられた案件があったと思うんですが、そういった場合に、1人の教員が最初に責任を負うような形ではなくて、学校長を中心として学校自体でそういう体罰を撲滅するんだというような責任感、対応をしているのかどうなのか、少しその辺の考え方、教えていただけますか。

石黒学校教育課長

先ほどの答弁の中では、まだまだ認識の甘い教員がいるということを申し上げましたけれども、その認識の甘さはどこから来るかというと、やはりその現場、学校現場での認識がその教員に影を落としているということが言えるかと思います。そういった意味では、やった教員だけではなくて、それを容認する周りがある、これはいじめの構造によく似ているかと思うんですけれども、やった者だけじゃなくて、当然、周りの空気がそういうふうになっているということがあるかと思うので、今回を機会に学校全体で取り組みを進める、指導を行うのにも1人で指導するのではなくて、みんなで、チームで行う、こういった内容について徹底することによって体罰をなくしていけるんじゃないかというふうに考えております。

樋口博己委員長

その上で、体罰だけではなく学校内で起こったさまざまな案件で、本来なら教育委員会に報告すべき案件が、隠蔽という言葉が悪いですが、学校において個人のレベルで、また数人のレベルで報告しないでおこうというようなことが、その案件に係る教員1人に責任を問われることによって、そういう体制になるかと思います。ですので、そういったさまざまな案件や課題が起こったときに、学校全体で取り組むんだという、また取り組みなさいという教育委員会のそういうメッセージなり姿勢も必要かなと思いますので、ちょっ

とその辺の考え方を改めてお願いしたいと思います。

石黒学校教育課長

先ほど、繰り返しになるかわかりませんが、それぞれの教員が行っている指導、これがそれぞれ適切なものかどうかというのは個人が判断するというのも当然ありますが、周りとして、じゃ、どういうふうに見ているのかということは当然あります。そして、それを見聞きして、行っている指導に対して、その指導についてはどうなんだというような、体罰に限らなくてもお互いにそれぞれが意見交換し合えるような職場というのは大事ななというふうに思います。

そういった意味では、今回は本当にいい機会になると思いますので、それぞれが指導の方法について改めて見直すということが大事だと思いますし、ちょっと話が少しずれるかわかりませんが、体罰というか、こんとたたいたと、そのことについて特に報告をする必要がないんだと、報告をしようかと思わなかったということがもしあるとすれば、そういった、こつんとたたいたことに対する認識が不十分だったと。これは体罰だということの認識がまだできていないわけですから、そういうことを改めて認識するのにも今回はいい機会になるというふうに考えております。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、ご質疑ございましたら。

豊田政典委員

さっき請求した体罰の文部科学省の定義というのは、この中にあればどこなのか教えてください。

石黒学校教育課長

3ページの体罰の禁止の徹底及び体罰に係る実態把握についての依頼文書の記と書いてある、その下の3番、体罰の考え方に、そこに二つ目のちょぼとして、具体的には身体に対する侵害、殴る蹴る等肉体的苦痛を与える懲戒（正座、直立等、特定の姿勢を長時間保持させる等）が対象となるという部分と、10ページの1、体罰についてと、そうした中の

(2) が同様の内容になっておりますが、それが先ほど申し上げた内容になるかというふうに思います。

中森慎二委員

文部科学省からの調査のやつで、アンケートも後ろにつけてもらってあるんですが、これは各学年生徒用と一番最後に学校から市町村教育委員会へという別紙5というのが27ページについていますが、学校は各生徒から生徒用の調査アンケートを回収して、それをまとめてこの27ページの別紙5で教育委員会に報告されたということですよ。

石黒学校教育課長

はい、そういうことです。

中森慎二委員

その報告段階は、この27ページの別紙5の下にそれぞれ生徒から出てきたアンケート結果のものも添付されて教育委員会に報告されているんですか。

石黒学校教育課長

個々の調査用紙については添付はされておられません。

中森慎二委員

それは求めているからということですか。

石黒学校教育課長

内容的に体罰の概要のところで大まかな内容が書かれておりますので、それについてそれを上げさせたと。そして、その内容に基づいて、今回、体罰として出てきたものについて、改めて詳細な報告を求めているというのが現状でございます。

中森慎二委員

うがった見方をしたくはないんだけど、生徒から出てきたアンケートがストレートに学校から市教育委員会へ上がってきているものと差異はないというふうな確認をしよう

と思うと、生徒からじかに出てきたものについていないと、そのこのところの部分の確認はできないんじゃないですか。

要は教育委員会に出てきたものの内訳が、各生徒から出てきた生徒用のアンケートを積み上げて集計したものが学校から教育委員会に上がってきているというふうにすると、その内訳というものは、子供たち、児童生徒が出してきたものがある話ですね。それは求めていないということなんだけれども、それでその実態に間違いなく合ったものが報告されているというふうな認識はできるということではないですか。

石黒学校教育課長

先ほども最初の説明で申し上げたように、ささいなものでもちゃんと上げるようにということを指示した上でこの調査を行いました。そこまで信頼できるのかという、そういうふうに言われたら、確かにその点は疑われるのはごもっともかなというふうに思うんですけども、これは内容的には学校が隠蔽するというようなことはないというふうに考えております。

中森慎二委員

これ、つけてもらって出してもらうことには問題あったんですか。

石黒学校教育課長

今、ご指摘いただいていることから考えると、つけてもらったらよかったかなというふうには思っています。

中森慎二委員

僕が市の教育委員会の担当者ならつけてもらいたいなという、最初からそう指示して出してもらえばよかったんじゃないかなと思って。今からでも出してもらえばいいんじゃないですか。学校に残っているわけなんだし。疑っているということではなくて、より透明性を高めるためにもそうすべきじゃないのかなと私は思うんだけど。

石黒学校教育課長

そのようなことをいただきましたので、改めて学校から回収をしたいというふうに考え

ております。

豊田政典委員

今の関連なんですけど。わからないんですけど、まず学校から今のところ数だけが教育委員会にきていますよね、資料に。学校では生徒児童や教師から集まってきた原票。これを精査する作業というのがあったんですか。つまり、仕分けする。

石黒学校教育課長

明らかに体罰とは考えられないものについては、多分それは削除したんだと思いますけれども、疑わしいものとかいうのは全て上がってくるようになっておりますので、あったと言えばあったと思いますが、そんなに多くはないというふうに思います。

豊田政典委員

例えばアンケートの中に見たことがありますかとありますやんか。というのと、それから、同じ案件が複数かもしれないとかいうのは、そんなの、チェックなしで上がってきているんですか。

石黒学校教育課長

学校としては、複数の生徒、また児童が申し立てるということがありますので、案件については可能な限り特定をしますし、記名をさせたのはそれが理由で、結局これはこれと一緒にのことかという確認は各学校で行っています。

山口智也委員

先ほどの調査をこれから定期的に行っていくんですかという質問のちょっと続きになっ
てしまうんですけども、先ほど石黒課長がお答えいただいた、定期的に行っていくかなあ
かんと思っているということは、これは国の指示のもと行うのか、四日市独自で調査を行
っていくのか、どちらという意味なのでしょう。

石黒学校教育課長

今後、4月30日に文部科学省に集約されて、一定の時期を経て文部科学省が何らかの対

応方針を出すことになるかと思えます。その中に定期的な調査があるかないかは別として、なくても市として独自に考えていきたいというふうに考えております。

山口智也委員

わかりました。

いただいた資料の各学年に問うこの様式なんですけれども、見ると、先生にたたかれたり蹴られたりしたことを調べるものですかという文言があって、子供と先生との信頼関係の上でこういう文言が本当に適しているのかなという疑問は正直あるんです。ですので、国から指示が出て定期的にやっていくということで、この様式を使えということであればしばらくはこの様式で仕方がないというところもあるかと思うんですけれども、将来的にこういった様式のアンケートが本当に適切なんかどうかというのは、やっぱり市としても一方で考えていく必要もあるのかなという感じがしておりますけれども、そのあたりの、今、何か感想があれば。

石黒学校教育課長

先ほど定義を含めご質問いただきましたけれども、その定義をそのまま書くのは当然難しいですし、それを児童生徒にわかるようにするのもなかなか難しいことではありますけれども、今のアドバイスいただきましたので、誤解のないような調査の仕方、文言の記述の仕方ということについてはできるだけ考えていきたいなというふうには思っております。

石川勝彦委員

今、提出いただいた8ページの生徒指導の充実についてというところをずっと目を通させていただきながら、先ほどいただいた小中学校の体罰についての内容をずっと見せていただいていますと、学校において先生方の平常の努力というのはあると思いますが、日常的な指導の中で信頼関係を築きというのがありますね。全ての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う、この辺のところはみんなわかっているわけです。

しかし、この体罰の内容を見ますと、もう一つ先生と生徒の距離が離れておるといふか、だから、ささいなことでこんなことをせざるを得ない。あるいは生徒ももう一つ先生が親身になってというところがあったらこんなことにはなっていないというのが結構多いように思うんですよね。だから、生徒指導の充実ということ、教育のいわゆる教育現場、いわ

ゆる教室における指導の現場の状態というのは、教えられる者と教える者の立場というのはやっぱり常につながりをより密にしていくというか、真剣に勉強していくなれば、させる方向でいくなれば先生の努力が必要だと思うんですが、もっともっとやっぱり信頼関係というか、生徒を信頼する、子供たちも先生を信頼する、こういう関係が、社会でもそうですが、家庭でもそうですよね。だけど、学校というのはやっぱり指導、教わる場所、教える場所、教員という聖職、いわゆる専門職の人たちが人間的な教育をし、ものを教えるわけですよね。

だから、そういう中での指導の充実というのは、ただ教科内容を教えるだけじゃなくて、ここにちゃんと信頼関係を築き云々とあるわけですから、この辺のところをもっと徹底すれば、今後に向けてこんなことはかなり減っていくんじゃないかと思うんですね。だから、そういう点が、どうも今の学校、昨年ちょっと訪ねることがあって6校ぐらい、中学校、小学校、訪ねさせていただいたときに、何となくそんな気がして、ああ、こういう結果が出ておるのかなと。どこの学校というのは大体見当つきますよね、何点か。

だから、そういうようなことから、やっぱり生徒数が少ないとか多いとかって関係なく、もっともっと、中学校の教育というのは選択制になっていますから、担任とのつながりはなかなか弱いかもしれない。だけれども、主な教科を教えておる先生というのはやっぱり信頼感というものがあると思いますし、子供たち、生徒も得意、不得意の教科もあると思います。しかし、その辺は先生の力というか、その辺、指導力というのが大事かと思うんですよね。一つの方法でみんなが納得する、理解できるわけではありませんので、いろいろな方向から教えていただく。優しく、難しく、あるいは違う角度から教えるという、そういう方向性というのは先生の得意とするところであろうと思うんですよね。

だから、わからん教育は、授業はされていないと思うんですよ。わかる授業をしておるならば、先生との信頼というのは徐々に徐々についていくと思うんですね。そういう結果からこういうものが減っていくと思うんですが、どうもこれを見ていると先生と生徒の距離が離れておるのかなと。もっとやっぱり先生に対する信頼感、あるいは先生が生徒に対する、みんなそれぞれ違うということですね。一人一人を把握するという、この辺のところが弱いかなという感じがしてしょうがないんですよね。子供の数減っておるのに、これができないということはないと思います。昔の話をしてもしませんけれども、私たちの時代は1クラス55人でしたから、上手にやっていたと思うんですよね。だから、今何でこんなのかなと思うんです。

これ、見ておっても大したことないんじゃないのというところもありますよね。こんなことをというところもありますよね。これは何で出てくるかという、信頼感が弱いというか、つながりが、先生とのきずなというのがよく言われる言葉ですけれども、これが弱いというところから出ているのかなというふうに思います。

だから、8ページの1番の(1)というのは、これはやっぱりしっかり重く受けとめていただいて、先生のあるべき姿の一つの理想的な姿であろうと思いますから、それに向けてしっかりとやっぱり先生がご努力いただくということで、今後に向けて改善される余地も十分あるのかなというふうに思わせていただきます。意見として申し上げておきます。

以上。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、この程度でよろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

それでは、1時間以上たちましたので、55分まで休憩させていただきまして、その後、不登校の状況分析と対応について、そして、全国学力・学習状況調査の分析と対応について、この二つの報告書がお手元にあるかと思しますので、これのまとめのところに關して少しご意見いただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、55分再開ということでもよろしくお願ひします。ありがとうございます。

14:40 休憩

14:55 再開

樋口博己委員長

それでは、委員会を再開させていただきたいと思ひます。

不登校の件と、あと、学力・学習状況調査の件と、これ、二つ報告書をまとめさせてい

いただきました。これは豊田委員からもご提案ありましたが、秘密会で終わってしまうと報告書ができませんので、秘密にしなくてもいい部分も報告書としてのまとめができません。ですので、秘密会にすべき項目以外のオープンにしていい内容のところでは少し案としてまとめさせていただいて、ここで少しご意見いただいで、きょう、所管事務調査をしたという事実を残して報告書にさせていただくというような考えで提案をさせていただいておりますので、特にまとめの部分で改正する部分、修正する部分ございましたら、ご意見を頂戴したいと思っております。

豊田政典委員

秘密会というのは、報告書はつukらない。もしそれ単独だったら。

樋口博己委員長

議事録としては、つくってあるんです。つくってあるんですが、それは封印されていますので、報告書としては秘密会をやったという報告ぐらいかな。外には出せないということですので。

豊田政典委員

だから、報告書はあってしかるべきだと思うんですよ、ただ公開しないだけで。秘密性がある限り。何かと言うと、例えば不登校で3月4日にいろいろ意見出ましたやんか。記録しているだけでも不登校について情報交換を密にするとか、学校長には知らせるとか、違ったかもわからないですけど、そういう秘密にかかわらない部分もあったし、そういう意見というのはせっかく出たんだから僕は残すべきだという意味で委員長に言ったんですよ。その辺どうなのかな。

樋口博己委員長

その辺をここで表現したいという意味。

豊田政典委員

入っているの。これ見ると、委員の意見というのは読み取れないんですけど、不登校だけでも、両方ともそうか。それ、わざと抜いてあるのかなと思ったんですけど、それでも

ない。

樋口博己委員長

ですので、秘密会で委員の皆様からいろんな意見が出されたことを、公開していい部分におきましてまとめの中で表現させていただければなと思っています。

豊田政典委員

ここにあるんですか、それは。

樋口博己委員長

まとめの中で。

豊田政典委員

別に。

樋口博己委員長

いや、このまとめです。

豊田政典委員

まとめ。4番。

樋口博己委員長

そうです、はい。ここに入っていないよ、ここが必要だというところがあれば加えたいと思います。

豊田政典委員

そういう意味ね。ちょっと読みます。

中森慎二委員

不登校のほうの一番最後、4ページの4のまとめで、内容はこれで結構だと思うんです

が、一番最後、当委員会といたしまして、教育現場を含めた関係者間の情報共有の必要性及び対策に向けた人員配置等の新たな取り組みの必要性を指摘し調査報告といたしますとあるんですが、取り組みの必要性を強く指摘しとしていただきたいなと思うんです。非常に大きな問題だと思うので、これは改善、きょうも答弁あったような取り組みをしたいということで非常に重要ですので、ちょっと強調していただくとありがたいなと思うんですけど、皆様のご異論がなければ。

樋口博己委員長

これはご議論ないと思いますので加筆させていただきたいと思います。

石川勝彦委員

秘密会で出た意見も具体的だけれども、別に秘密会で、今、豊田委員も言われたように、秘密会で言われたということの中でより具体的な意見というのはまとめたものがあつたはず。だから、そういったものをもう少しの中へ、より具体的なものをずっと入れ込んでいただかないと、これだけでは、今、中森委員言われたように、必要性を強く指摘しという、その必要性を強く指摘しという内容が、指摘した、いわゆる秘密会であれ、今までの不登校のことに対するいろんな意見が出ましたよね。その意見を精査しながら、より具体的なものを書いていただくことによって、初めてその取り組みを強く指摘するという最後の締めくくりにつながると思うんですよね。これではあんこがないわけです。言ったことが何も入っていないというか、入っておるけど余りにも抽象化されておるもんで、せっかく不登校についてやったのに何がどこに書いてあるのかなというような印象を受けますので、あえて私はそういうのを加えていただいたほうがベターかなと。

豊田政典委員

僕も同じで、このまとめでは余りにもまとめ過ぎで、秘密会をやったからこそ見えてきたものもあるだろうし、だからこそ意見の部分というのは詳しくあるべきだと、余計に思います。

樋口博己委員長

これは両方を含めてですね。

済みません、実はそういうご意見も今いただいたということで、きょう報告書にまとめさせていただきますので、具体的な内容を盛り込むべきだという発言をいただいたということで、これをもってその内容の報告書を具体的にまとめさせていただきますので、そのためのきょうの時間だと思っておりますので、具体的にこうこうだということをおっしゃってくださいということではないんですが、具体的にもっとまとめるべきだというご意見をいただきましたのでということで、少しピックアップさせていただきます。

わかりました。

そうしましたら、おおむねまとめとしては、方向性としてはこのまとめでいいけれども、もう少しまとめの前に具体的なことを報告書にまとめてさせていただくということで方向性はよろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

じゃ、それは改めまして作成して皆様にご提案させていただきますので、次は役員選挙だったか。もし、集まっていただく会議があれば、その時点でご提示をさせていただきますが、もしなければメールボックス等で皆様に配付をさせていただいて、ご意見があれば事務局を通して頂戴しておくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございました。じゃ、これは確認をさせていただいたということで。

それでは、次の項目といたしまして、議会報告会、シティ・ミーティングでいただいたご意見につきまして資料があるかと思いますが、特にこの中でもしご意見があればというのが一つと、議会運営委員会のほうで当委員会以外で議論すべきだという項目がないというふうには考えていますが、もしそれもあればご提案をいただきたいと思います。

中森慎二委員

2ページの市民税収入のことで質問いただいたことがあったじゃないですか。もう少し

資料のつくり方について改めないかんとところがあると思うんですが、これは当委員会というよりも共通資料の部分なので、そういう意見があったということで議会運営委員会に報告いただいて、共通資料をつくる時に少しご配慮いただくようなことでちょっと委員長のほうからご指導いただければありがたいと思います。

樋口博己委員長

わかりました。

他にご意見ございましたら。

よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、先ほど中森委員からいただいた市税の資料の件に関しましては、共通の資料ということで、つくり方について次回から少し工夫をさせていただくということで、これ、議会運営委員会の場で発言をさせていただければよろしいでしょうかね。

中森慎二委員

報告されることありますよね。検討事項については課題だと思うので。

樋口博己委員長

わかりました。じゃ、その場で報告をさせていただきたいと思います。

そうしましたら、議会報告会、シティ・ミーティングについてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

あと、議会報告会アンケート、また、報告会の人数の資料もごございますのでご確認いただきたいと思います。

それで、最後にちょっと大分遅くなっていますが、昨年10月に行政視察を行いました。

この報告書について、これにまとめさせていただいておりますので、もしご指摘がありましたら、また意見をいただきたいと思います。ありがとうございます。

(異議なし)

樋口博己委員長

少し中森委員からの、よろしいですか。

中森愼二委員

結構です。ちょっと熟読しております。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

まだ閉会日にはなっていませんが、昨年は年末ということでご挨拶をさせていただきました。

そうしましたら、これできょうのこちらからの内容は終了ですが、皆さんのほうで何かございましたら。

(なし)

樋口博己委員長

ありがとうございました。

お世話になりました。

15 : 08 閉議